

# 調布市 商工会報

Information and Communication Report From Chofu-City Society of Commerce & Industry

平成17年2月1日発行  
発行：調布市商工会  
東京都調布市小島町2-36-21  
電話：0424・85・2214  
会員数：3,261  
組織率：54.7%（平成17年1月1日）  
編集：広報委員会  
http://www.annie.ne.jp/~chofusci/

## おもな記事

- 商工会メンバーズローンのお知らせ ④ 各種共済制度のお知らせ ②～④ 多摩ブルーグリーン賞 ③
- 産業振興センターと商工会の役割 ② 決算確定申告・改正消費税のお知らせ ①
- 異業種交流3団体 ③ 改正育児・介護休業法 ③

**国税庁確定申告サイトオープン**  
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも今すぐアクセス。  
**www.nta.go.jp**



「確定申告サイト」では、**株式等譲渡所得の確定申告書も作成できます。**  
～ 詳しくは、国税庁ホームページの「株式譲渡益課税制度」コーナーへ ～

**確定申告** 所得税・贈与税 個人事業者の消費税・地方消費税  
3月15日(火)まで 3月31日(木)まで

今年も所得税・消費税（個人）申告の季節となりました。商工会では、今年も決算・確定申告指導会を開催致しますので是非ご利用下さい。

所得税の申告期間は2月16日（水）～3月15日（火）まで、消費税は3月31日（木）までとなっています。

◎**所得税 決算・確定申告指導会**

期 間	2月16日（水）～3月15日（火）
受 付	午前10時～11時30分 午後1時～3時30分 *正午～午後1時までは昼食時間とさせて頂きます。 土・日・祭日は休み
☆夜間指導会	3月4日（金）・9日（水） 午後6時～9時（受付午後7時30分まで）
☆税理士による個別相談会	2月16日（水）・17日（木）・21日（月） 22日（火）・28日（月） 3月1日（火）・2日（水）・4日（金） 7日（月）・8日（火）・10日（木） 11日（金）・14日（月）・15日（火）

◎**決算・確定申告指導会へ来られる方へのお願い**

確定申告は「自書申告」が推進されております。指導会をスムーズに行う為にも、ご自分でご記入出来る所は、可能な限り記載した上でお越し下さいますようお願い致します。

なお、申告期限間際は大変混雑しますので、お早めにおいでください。

## 改正消費税 準備はお済みですか？

消費税法の改正により、平成15年分の売上高（課税売上高）が1,000万円を越えている方は、平成17年分消費税の課税事業者となり、申告と納付が必要です。

わからないことや疑問のある方は、武蔵府中税理士会所属の税理士の先生による個別相談会を開催致しますのでお気軽にご相談下さい。

**消費税個別相談会日程**

\* 日 程 2月25日(金) / 3月3日(木)  
9日(水)・24日(木)・29日(火)

\* 受付時間 午前10時～11時30分  
午後1時～3時30分

**平成16年分 所得税 主な改正点**

**\* 配偶者特別控除の改正**

配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者（合計所得金額が38万円以下の配偶者）に該当する場合に適用される部分（配偶者控除と重複される部分）が廃止されました。（平成15年所法等改正法附則3）

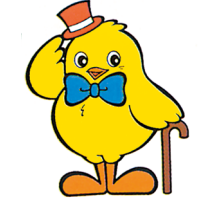
# 決算・確定申告 2月16日よりいよいよスタート！

## 国民生活金融公庫の『国の教育ローン』申込受付中

国民生活金融公庫では、「国の教育ローン」のお申込みを受けています。お子様の入学費用や在学費用の資金としてお役立てください。海外留学資金もお取扱しています。

受験シーズン本番を迎えますと、窓口が混んでまいります。合格前でもお申込みできますので、志望校が決まり次第、お早めにご相談・お申込みください。

- ◆ご利用いただける方 高校、短大、大学、専修学校などに入学・在学される方の保護者
- ◆ご融資金額 200万円以内（学生・生徒お一人につき）
- ◆ご返済期間 10年以内（ご希望により元金据置も可能です。）
- ◆利率 年1.7%（平成17年1月1日現在）
- ◆ご返済方法 毎月元利均等返済（ボーナス月増額返済、ステップ返済も可）
- ◆保証 (財)教育資金金融保証基金または連帯保証人
- ◆お問合せ先 国民生活金融公庫三鷹支店  
(Tel 0424-43-1151)  
東京相談センター  
テレフォン・ファックスサービス  
(Tel 03-3242-8739)  
ハナサク



## 西武信用金庫の商工会『メンバーズビジネスローン』のご案内

**商工会会員の事業者の方に、原則無担保で資金ニーズにスピーディにお応えします！**

お取り扱い期間  
平成16年12月1日～平成18年3月31日

お使いみち	運転資金および設備資金
お申込みいただける方	下記全てに該当する法人または個人事業主の方 ①当金庫営業地区内で事業を営んでいる方 ②決算書（個人の方は青色申告決算書）の提出が可能な方 *但し、当金庫と融資取引がない方は2期分の決算書をご提出いただきます。 ③商工会の会員で会費の未納がないこと
ご融資金額	3000万円以内
ご融資利率	年1.4%～ *当金庫の定める長期変動基準金利に連動する変動金利
ご融資期間	運転資金5年以内 設備資金10年以内
返済方法	元金均等分割返済または元利均等返済
担保	原則として不要です。
保証人	法人の場合は代表者 個人事業主の場合は事業承継者1名

西武信用金庫 柴崎駅前支店 (TEL82-8181)

## 手軽な掛金でビックな補償 『全国商工会会員福祉共済』のご案内です。

共済金の種類	事故の種類	Aタイプ (掛金月額：2,000円)	Bタイプ (掛金月額：2,000円)	Cタイプ (掛金月額：1,000円)
		6～65歳(継続は74歳迄)	66～80歳(継続は85歳迄)	6～65歳(継続は74歳迄)
死亡共済金	交通事故	1,000万円	700万円	400万円
後遺障害共済金	交通事故	1,000～10万円	700～7万円	400～4万円
手術共済金	交通事故	20・10・5万円	10・5・2.5万円	10・5・2.5万円
入院共済金	交通事故	8,000円	5,000円	4,000円
通院共済金	交通事故	3,000円	1,500円	1,500円
不慮の事故		(1日目～100日目)	(1日目～100日目)	(1日目～100日目)
不慮の事故		(3日目～100日目)	(3日目～100日目)	(3日目～100日目)

\*1. Cタイプのみでの加入はできません。  
\*2. A・Cタイプの入院給付の場合6歳～12歳及び66歳以上は3日目からの給付です。  
©2004年から上記傷害補償に加え、疾病入院見舞金も追加されました。

金融制度一覧表（主なもの）							
	融資名	融資対象者	限度額(万円)	期間	利率	担保・保証人	
国民生活金融公庫	小企業等経営改善貸付（マルケイ）	商工会の経営指導を6カ月以上前から受けている方で、商工会長の推薦を受け、常時使用する従業員（商業、サービス業は5人以下）が20人以下の法人・個人	運転	1,000	5年	1.25%	不要 但し、商工会の推薦が必要
			設備		7年		
調布市	普通貸付（マルフ）	原則として資本金が1,000万円以下の法人もしくは従業員が100人以下の法人又は個人	運転	4,800	5年	1.55%	保証人または担保
			設備		10年		
			特例		20年まで		
調布市	中小企業資金融資（普通資金）	資本金が1億円以下の法人もしくは従業員が300人以下の法人又は個人（ただし、業種により限定あり）	運転	700(法人) 500(個人)	0.375%	法人は代表者、個人は不要 但し、東京信用協会の保証が必要	
			設備	1,000(法人) 700(個人)			6年
東京都	無担保無保証人融資（ショートク）	従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）	運転	1,250	7年	2.0%以下	不要 但し、東京信用協会の保証が必要
			設備		11年		
東京都	小規模企業融資（ショーキ）	常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の法人、組合等。	運転	8,000	7年	2.5%以下	原則として5,000万円以下は不要 1人（法人は代表者）
			設備		11年		

\*金利は平成16年12月10日現在です。  
\*融資対象者、担保・保証については掲載内容の他、条件等がございますのでご確認ください。

**入ってますか？「労働保険」  
ご存知ですか？「労働保険事務組合」**

○**労働保険とは**  
労災保険（労働者災害補償保険法）と雇用保険（雇用保険法）の総称で、労働者が労働災害や失業した場合などに必要な保険給付を行います。労働保険は政府が管理・運営している保険で、従業員を一人でも雇用している事業主は加入が義務付けられています。

○**労働保険事務組合とは**  
商工会等、事業主に代わって労働保険の保険料申告や書類の提出等、労働保険に関する義務を代行する組合です。  
☆**事業主に代わっておこなう労働保険事務とは**

- ・概算、確定保険料などの申告及び納付に関する義務
- ・保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ・労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ・その他、労働保険についての申請・届出・報告等に関する事務

☆**事務組合のメリット**

- ・事業主・家族従事者も特別加入制度により労災保険に加入できます。
- ・保険料納付が、金額に係らず3回に分割納付できます。


☆**事務委託するには**

- ・商工会員である事が条件です。
- ・他、委託手数料が別途必要です。

☆少ない掛金でしっかり補償  
掛金月額一律2,000円

☆掛金・共済金は、年齢・性別業種に関係なく一律！

☆ケガでの入院通院に、仕事・日常生活何れの場合もカバーします



車にひかれてケガをした。 煮たった鍋をひっくり返して、やけどをした。  
犬にかまれケガをした。 階段から落ちて骨折した。  
など

育児・介護休業法の改正のポイント

Table with 4 columns: 改正事項, 現行, 17年4月1日から. Rows include ①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大, ②育児休業期間の延長, ③介護休業の取得回数制限の緩和, ④子の看護休暇の創設.

- 育児・介護休業法の規定は、企業や事務所の規模を問わず適用されます。
○育児休業・介護休業は、業務の繁忙などを理由に拒むことはできません。
(以下の労働者に限り、労使協定の締結を条件に申出を拒むことができます)
・引続き雇用された期間が1年に満たない者
・配偶者が常態として子を養育できる者(育児休業のみ。拒めるのは産後8ヶ月経過後です)
・申出日から1年(介護休業は93日)以内に雇用関係が終了することが明らかなる者
・1週間の所定労働日数が2日以下の者

問合せ先 東京都労働相談情報センター 0426 (43) 0278

☆経営部門 優秀賞
城山産業株式会社
調布ヶ丘 3-39-11
www.shiroyama-gr.co.jp
【内容】多摩の特色をベースに街づくりを意識した深大寺温泉ゆかりの経営



社長 原島 敬之 氏

☆技術・製品部門 優秀賞
株式会社ヤシマ
富士見町 2-5-8
www.yashima-net.co.jp
【内容】事故車補修において、一切熱影響を与えないパネル板金工法開発(CAP工法)



社長 武井 哲也 氏

☆技術・製品部門 優秀賞
あき電器株式会社
深大寺南町 3-11-4
【内容】非接触の電磁誘導で白色LEDを用いた自転車の前照灯の開発(マジ軽ライト)



社長 古池 祥克 氏

祝 多摩ブルー・グリーン賞 会員企業3社が受賞!

多摩中央信用金庫主催の第2回多摩ブルー・グリーン賞表彰式が去る12月10日(金)パレスホテル立川にて盛大に開催されました。この賞は多摩地域の中小企業の活性化と地域経済の振興に寄与することを目的とし、中小企業、個人事業主の方々が開発した優れた「技術・製品(多摩ブルー賞)」と、ビジネスを通じての地域社会への貢献「経営部門」(多摩グリーン賞)が表彰されるものです。今回、応募件数137社の中から会員企業3社が受賞されましたのでご紹介致します。

受講生募集のご案内 創業者支援セミナー ～最強の起業家への道～

起業家としての心構え、事業計画、など事業立ち上げに必要な知識、手法を学び皆さんの厚い情熱を事業成功に結びつけ、最強の起業家への第一歩を踏み出すためのセミナーです。講師陣は、実際に経営に関わるプロ経営集団を集めました。また単なるセミナーではなく起業家としての思いや悩みを語り合える人脈ネットワーク作りとしてもご利用下さい。皆様ふるってご参加下さい。

- 対象 起業家を目指す方、起業に関心のある方、サラリーマン、起業されてまもない方、OL、学生、フリーター
■日程 平成17年3月12日(土)、19日(土)、26日(土)の計3日間、午前9時30分より午後5時(休憩 正午から午後1時)
■会場 産業振興センター
■定員 24名
■受講料 ￥3,000(消費税込み、テキスト代含む)

お申し込み・お問い合わせは
〒182-0022 調布市国領町 2-5-15
TEL 0424-43-1217 FAX0424-43-1218
調布市産業振興センターまで

産業振興センターと商工会の役割



調布市産業振興センターが、2月1日(火)国領北口再開発ビルコクテイ3階にオープン。起業を志す市民に対して各種支援業務を行う。またチャレンジショップ4店舗(2階)・SOHO(7部屋)を擁し入居者の育成支援を行い市内の産業活性化を図る。
①アドバイザー業務
個別専門相談業務
主に専門知識が必要な相談について
窓口相談業務
複雑な内容についてセンターの窓口で直接相談支援
②創業支援
講座業務
「創業塾」の企画運営
企業が長年培ってきた産業支援のソフト及びノウハウを、更に調布市と協調連携する事により、市内での開業率をアップさせ、引いては地域産業振興の活性化を図ることを目指します。

商工会の役割

当会では産業振興センター設置に伴い下記の業務を調布市より受託。
①アドバイザー業務
個別専門相談業務
主に専門知識が必要な相談について
窓口相談業務
複雑な内容についてセンターの窓口で直接相談支援
②創業支援
講座業務
「創業塾」の企画運営
企業が長年培ってきた産業支援のソフト及びノウハウを、更に調布市と協調連携する事により、市内での開業率をアップさせ、引いては地域産業振興の活性化を図ることを目指します。



「中小企業倒産防止共済制度」は、取引先事業者の倒産による連鎖倒産や経営難に陥る事態を防止する為、毎月一定額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形など回収困難な場合に、掛金総額の10倍の範囲内で共済金貸付を行う制度です。
【加入できる方】・引続き1年以上事業を行っている中小企業者(右表の条件内)
【毎月の掛金】・5,000円～80,000円まで5,000円きざみ(掛金総額320万円まで積み立て可)
【制度の特色】・最高3,200万円の貸付(積立掛金総額10倍の範囲で被害額相当の貸付)
・共済金貸付は無担保・無保証人・無利子(一時貸付制度有り)
・掛金は、税法上法人は損金・個人は必要経費に算入

中小企業倒産防止共済のご案内
業種 資本金等の額 従業員数
製造業・建設業・運送業他 3億円以下 300人以下
卸売業 1億円以下 100人以下
小売業 5千万円以下 50人以下
サービス業 5千万円以下 100人以下
ゴム製品製造業(自動車・航空機用タイヤ・チューブ製造業・工業用ベルト製造を除く) 3億円以下 900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業 3億円以下 300人以下
旅館業 5千万円以下 200人以下

「小規模企業共済制度」は事業主や会社役員の方を応援する「法律に基づき国が作った共済制度」小規模企業の個人事業主や会社役員が事業を廃止・退職された場合に備える、経営者の退職金制度です。
【加入できる方】従業員が20名以下(サービス業は5名以下)の個人事業主及び会社役員
【掛金】月額1,000円～70,000円まで(500円単位) ※ご加入後増額・減額・前払いもできます。
【税制面でのメリット】・掛金は…全額、課税対象所得金額から控除
・共済金は…一括受取は退職所得扱、分割受取は公的年金等の雑所得扱
・契約者貸付制度が利用できます。

小規模企業共済制度のご案内
所得税の確定申告書(B様式)の例
掛金年額36万円(3万円×12)
93,200円の節税!

調布市異業種交流グループは、市内企業の代表者等の方々で構成され、会員相互の交流を図りつつ、ニーズに合った新製品、新技術の開発等を目的に活動し、現在市内に3グループがあります。
グループでは研究開発(ベンチャー)事業を目指している企業のご参加を広く募集しています。
お問い合わせは 調布市商工会まで
異業種三グループ紹介
(COIC)
設立 昭和60年7月
代表者 (南)澤村技研
澤村 秀樹氏
0424-41-0375
(SINK88)
設立 昭和63年12月
代表者 千歳計装(株)
吉田 征男
0424-41-6515
(SINSEI91)
設立 平成3年2月
代表者 (株)三晴工業
安田 慎一
0424-82-1313
各グループとも会員からの会費で運営し、具体的な活動としては、グループ毎の視察研修・講習会等から共同で新製品の開発を行い各種の表彰を受けるなど様々な活動を行っています。

異業種交流グループ会員募集

エキスパートバンク制度
「効果的なホームページ・チラシ・DM・POP広告を作成したい」「新製品の開発について教えて欲しい」etc.
エキスパートバンク制度とは、経営・営業・生産・技術など多くの問題をかかえている事業者の皆様方の経営を支援することを目的で行っています。
ご要望に応じて、専門家を3回まで無料で派遣し、具体的な実践的なアドバイスをさせていただくことにより、問題の解決を図ります。
尚、同一テーマでの4回目以降の指導につきましては、費用の一部負担で利用することが出来ます。
ご利用を希望される方は商工会へお問い合わせ下さい。(企業秘密は厳守します)
利用の仕方
エキスパートバンク(即席型)
1. 初回申し込み
2. 商工会議所(商工会)へ連絡
3. 東京都商工会連合会へ電話
4. エキスパートバンク登録専門家
5. 東京都中小企業振興公社

組織強化への取組み
商工会は、地域総合経済団体として、市内小規模企業者に対する「真に求められる商工会づくり」推進に向けて活動しています。一部では経営の好転も伝えられてはいますが、市内中小企業の多くは長引く不況の影響でまだまだ厳しい経営を強いられ、廃業・倒産が数多く、会員数減少の理由ともなっています。
商工会としても会員数が減少することは地域経済の活力を失うなど大きなマイナスであり、組織を強化する事は、当商工会重点事業の一つとして、会員増強運動の積極的推進と組織の拡充を継続的に取組んでいます。
具体的には、今年度から8つの支部別に8ブロックに分け、商工会理事及び、各支部役員・支
部役員の総勢一六〇名以上の推進委員により全体会議・各ブロック別会議を開催し、役員一丸となって、組織強化に取組んでおります。
是非、あなたの仕事仲間や近所の商工会に入られていない事業所にお声かけいただきまして、多くの仲間づくりに協力をお願いいたします。
会員増強運動に御協力下さい!
お気軽に声がけください わたしたちがお伺いいたします
堀江秀昭 (民間企業元取締役)
花村昌彦 (調布市立小中学校安全コンサルタント)
大江洋 (中小企業診断士)